

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

自賠責保険と任意保険!!

～自賠責保険の加入漏れと支払限度額をチェックしよう～

自動車やバイク・原付に自賠責保険の加入が法律で義務づけられていることを知らないドライバーが意外と多くいます。無保険で運行すれば罰則を受けるばかりか、万一事故を起こして他人を死傷させてしまった場合、その損害賠償金は全額自己負担となります。自賠責保険への加入はもちろん、十分な補償を備えるために任意自動車保険にも加入しておきましょう。

無保険なら懲役や罰金が科せられます！

自賠責保険は強制保険ともいわれ、必ず加入しなければなりません。車検制度のない原付などについては、ついうっかり期限が切れてしまっていたというケースもありますので確認が必要です。

たとえ事故を起こさなくても、未加入で運行した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金、自賠責保険の証明書を所持していなかっただけでも30万円以下の罰金が科せられます。

また無保険での運転は道路交通法違反となり違反点数6点が付され、即座に免許停止処分となります。



支払限度額を超える事故対応は任意自動車保険で！

自賠責保険だけでは不十分な場合もあります。自賠責保険で保険金が支払われるのは相手を死傷させ賠償責任を負ったときだけです。相手の車やモノを壊してしまったとき、自分の車の損害や自分のケガ

などは補償の対象になりません。

また、支払額にも限度があり（表参照）、これを超える金額は自己負担となります。過去には数億円の高額賠償事故が発生しており、自賠責保険だけでは十分とはいえない状況になっています。

強制保険である自賠責保険で補いきれない賠償事故や自分自身の傷害事故など

に対しては、民間の任意自動車保険で備えることができます。ご自分の備えがどうなっているか、保険代理店に相談してみたいかがでしょうか。

自賠責保険の支払基準

損害の範囲		支払限度額（被害者1名につき）
死亡		最高3,000万円
後遺障害	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	①常時介護を要する場合（第1級） 最高4,000万円 ②随時介護を要する場合（第2級） 最高3,000万円
	上記以外の後遺障害	（第1級）最高3,000万円 ～（第14級）最高75万円
傷害		最高120万円